

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人五條市社会福祉協議会（以下「この法人」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 会長とは、理事会において選定されたこの法人の代表者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の35に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人の会長に職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 この法人の会長の報酬総額は、年間40万円以内とする。
- 3 会長に対する報酬は、別表に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用についてはこれを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、この法人の給与規程第12条及び第13条に準じて支給することができる。

(報酬の支給日)

第5条 会長の報酬は、毎月21日に支給するものとし、支給日が土日、祝日にあたる場合は、その前日に支給するものとする。

- 2 役員及び評議員の出張に要する旅費は、前払いにより又は出張後速やかに支給するものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 会長の報酬は、現金を本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法で支給することができるものとする。

2 役員及び評議員の出張に要する旅費は、現金を基本に支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て別に定めるものとする。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表

	月 額
1カ月	30,000円